

法人会報

みよし

2017 / 2 第41号

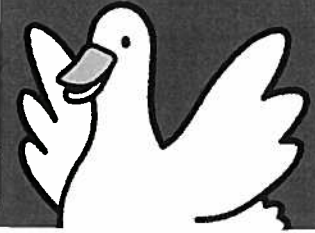


雪景Ⅰ中国山地 画：中村 徹朗

| | | |
|----|---------------------------------|---|
| 目次 | 年頭のごあいさつ 三次法人会 会長 菅原 暢之 | 1 |
| | 「誇れるまち ステージ2」 三次市長 増田 和 俊 | 2 |
| | 新年のごあいさつ 三次税務署長 岩崎 信夫 | 2 |
| | 三次税務署からのお知らせ | 3 |
| | 行動する法人会 | 4 |
| | 青年部会NEWS | 5 |
| | 女性部会NEWS | 6 |
| | 絵はがきコンクール | 7 |

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの
給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
従業員の
福利厚生

従業員様が、働けなくなった期間をサポートします。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。
給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。
(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保険として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)

Aflac アフラック

広島総合支社

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7番18号 東芝フコク生命ビル5階
法人会フリーダイヤル ☎.0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF 法准・2016-0043-1701046 7月29日

本号より表紙には「三次で活躍している芸術家」をシリーズでお届けします。その1回目は西暦56年の中村徹朗氏の「雪景1」を紹介いたします。

表紙説明 雪景1 中国山地 中村 徹朗

三次盆地に生まれ、三次盆地に育った中村徹朗氏は、幼少のころから山と川が大好きで、山を愛し、山に親しむ、それは当然なことであった。三次高校時代には絵画クラブを結成して油絵を始め、スキーを愛好して道後山・三井野原・大山などに通いながら雪山を研究した。昭和36年(1961)広島県美術展に初入選したのも中国山地の雪景であった。以来、9回連続入選、昭和51年(1976)には二紀展に入選し、以来30回入選している。

この絵は、萩山(両山県)の雄大な山麓に心をひかれ、日常生活の忙しさや苦しみ・悲しみを吹き飛ばすような気持ちで描いたもので、大きな心を持って呼びかけてくれているようだ。長年、雪山や秋の山麓をテーマに描き続けているが、近年は風雪に耐えて生き抜く大樹の力強さを表現しようと挑んでいる。
(二紀会所属・広島二紀会会員・青葉美術会会長、二紀会入選作でテレビ新広島賞受賞・国際文化財団賞受賞2回)



会長あいさつ

公益社団法人三次法人会
会長 菅原 暢之

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年の広島は、G7外相会議に始まりアメリカ合衆国オバマ大統領の平和公園訪問、そして何と言っても広島東洋カープ悲願のリーグ優勝と嬉しい話題が盛りだくさんでした。

一方で、我が国の経済は、アベノミクス経済政策の効果もあり、都市圏においては大企業を中心に経営環境の穏やかな回復傾向などが報道されているものの、地方の地域経済への波及効果はまだまだ感じられない状況であります。

こうした現状を踏まえ、法人会では「税・財政のあり方」、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創立」等を中心に「平成29年度税制改正に関する提言」として取りまとめ、全国一斉に、それぞれの地元選出の国会議員や市長、地方議会に対して要望活動を展開したところです。

また、税の分野においては、マイナンバー制度の導入による税務関係書類への番号記載の本格化、昨年11月の法律改正による消費税率の引き上げなど「社会保障と税の一体改革」がさらに進められてまいります。

三次法人会といたしましては、設立当初からの理念である「納税道義の高揚、税知識の普及啓発」の原点に立ち返り、しっかりと足元を見つめ、「税のオピニオンリーダー」として市内の法人企業・団体の絆を深め、税務当局及び青年部会、女性部会の皆様方のご支援ご協力を得ながら、一生懸命努力して参りますので、今年も会員の皆様のさらなるご理解ご協力をお願いいたします。

終わりにになりましたが、新しい年が良き年でありますよう、また会員企業のますますのご繁栄と皆様方のご多幸ご健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



「誇れるまち ステージ2」 ～拠点性を活かして三次の未来を拓く～

三次市長 増田 和俊

公益社団法人三次法人会会員の皆さま、新年おめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆さまには、平素から市行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、菅原会長様を中心に、税知識の普及・啓発をはじめ、様々な社会貢献事業に取り組み、県北地域の企業振興、地域活性化に、多大なご尽力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

昨年の市政を振り返りますと、企業誘致の面では6月から9月にかけて計3社と立地協定を締結し、有効求人倍率が1.80倍となるなど、雇用の創出を進めることができました。また、昨年4月から11月までの転入と転出の動きでは、転入が90名上回るという結果となったことと合わせ、厳しい環境が続く中でも、将来に向けた明るさが見えた1年でありました。

今年は、昨年に続いて「誇れるまち ステージ2」をキーワードとして、全国的に高い評価をいただいております。

ります、子育て・医療・福祉などの施策の充実に取り組み、「住み続けたい、住んでみたい」と思われるまちをめざしてまいります。加えて、5年先・10年先を見据えて、新たな産業団地の確保、「(仮称)みよしアグリパーク」整備事業、「三次まるごと博物館」事業、種鶏場跡地整備事業、「県立中高一貫教育校」の誘致といった、「拠点性を活かして三次の未来を拓くプロジェクト」を市民の皆様と一緒にしながら、着実に積極果敢に進めていきたいと思っております。

未来の三次市民に夢の持てる地域を引き継ぐために、対話を重ねながら、地域経済の持続性の向上と新たな可能性の創出に注力していきたいと思っておりますので、今年も変わらぬご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、三次法人会の今後ますますのご発展と、会員の皆様のご多幸と一層のご活躍を祈念し、年頭のごあいさつといたします。



新年のごあいさつ

三次税務署長 岩崎 信夫

平成29年の年頭にあたり、公益社団法人三次法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方には、平素から法人会活動等を通じまして、税務行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献されることを基本方針とし、地域に密着した活動を活発に展開しております。

特に、次世代を担う児童・生徒を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」を主催するなど、税の啓蒙や租税教育にも積極的に取り組んでおられ、こうした貴法人会の活動は税務行政に携わる私どもにとって非常に心強い限りでございます。

さて、年も改まりいよいよ平成28年分の所得税・

個人消費税並びに贈与税の確定申告の時期を迎えます。

国税庁では、引き続き納税者利便の向上を図る観点から、国税庁HPによる情報提供やe-TaxなどICTを利用した申告の推進に取り組んでまいります。

また、本年から申告書や法定調書などの税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認措置が本格実施されますが、e-Taxを利用すれば個人番号や本人確認などの添付書類の提出が不要であり、手続きも簡素化できますので一層のご利用をお願いします。

今後とも、税務行政につきまして、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人三次法人会の益々のご発展と会員の皆様のご多幸及び事業のご繁栄を祈念いたしまして新年のごあいさつといたします。

三次税務署からのお知らせ

消費税の納税は期限内に！

～消費者のみなさん一人ひとりが負担している消費税～

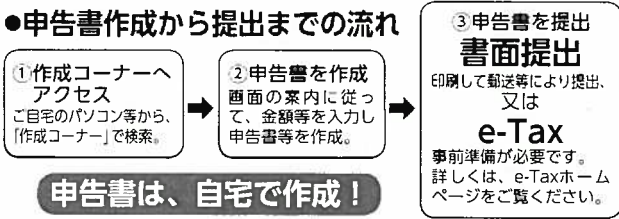
消費税の納税資金の準備は大丈夫ですか？

いざ納付というときに資金不足とならないように、計画的な納税資金の積立てをするなど、事前の準備が大切です。また、積立定期や定期積金なら預金利息が付くので、大変お得です。ぜひ、積立定期や定期積金等を利用して、計画的に納税資金を準備しましょう。

申告書は、
国税庁ホームページで
作成できます！





国税庁ホームページ
www.nta.go.jp



国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 1 税務署に出向く必要なし！**
作成した申告書等は印刷し、郵送により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。
- 2 いつでも利用可能！**
確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- 3 自動計算機能！**
毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。
- 4 前年データの利用可能！**
作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です

 平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、
 マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類

- ◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は
 - マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
 - ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。
- ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

| 番号確認書類 | 身元確認書類 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ご本人のマイナンバーを 確認できる書類) ●通知カード ●住民票の写し又は 住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるもの に限ります。) などのうちいずれか1つ | (記載したマイナンバーの持ち主で あることを確認できる書類) ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●公的医療保険の被保険者証 ●身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ* |


*法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときは2種類以上必要です。

納税証明書の請求は e-Taxを使ったオンライン請求が とても便利です!!

- インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。
- 納税証明書を自宅等からオンライン請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダライタは不要です。

- メリット1:手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- メリット2:窓口での待ち時間が短縮できます。

使って実感！「もっとも小さく、しかも最も来訪者数が多い525番目の税務署」
国税庁ホームページが便利です！ www.nta.go.jp



行動する法人会

第33回法人会全国大会（長崎大会）

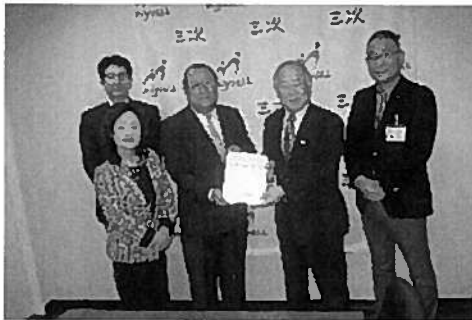
全国法人会総連合主催による「第33回法人会全国大会（長崎大会）」が10月20日、長崎県長崎市の「長崎ブリックホール」において、全国より約1800名が参加し、盛大に開催されました。当法人会からは菅原会長ほか3名が参加しました。

第1部では、長崎総合科学大学のブライアン・パークガフニ教授の「地方が生き残るために～長崎 その歴史 その未来～」と題した講演が行われました。

第2部の大会式典では、長崎県法人会連合会会長の歓迎挨拶、全国法人会連合会会長の主催者挨拶、国税庁長官、長崎県知事、長崎市長の祝辞に続いて「平成29年度税制改正に関する提言」の解説、「大会宣言」の朗読が行われたほか、会員増強・研修参加率向上・福利厚生制度推進各部門の優秀県連及び単位会に対する表彰や青年部会による租税教育活動の事例発表等が行われました。



法人会の平成29年度税制改正に関する提言活動



全法連では、毎年法人会会員の税制に関する要望や意見をまとめ、政府、政党、関係省庁に対して建設的な税制形成要望活動を行っています。

平成28年12月26日に菅原暢之会長、島原美登里副会長、松尾宏税制委員長、平岡事務局長により三次市へ平成29年度税制改正に関する提言活動を行いました。

増田和俊三次市長及び亀井源吉三次市議会議長と面談し、地方のあり方、行政改革の徹底、社会保障と税の一体改革と今後のあり方等について説明し、それぞれ提言書を手渡しました。

平成29年度 税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度を!
- 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創立を!

平成28年度納税表彰

三次税務署主催の平成28年度納税表彰式が、11月7日三次税務署大会議室で挙行されました。

当日は、来賓多数のご臨席のもと、岩崎署長から多年にわたり、申告納税制度の普及推進と納税道義の向上に努められた皆様に表彰状並びに感謝状が授与されました。

受賞者の皆様おめでとうございます。(敬称略)

●三次税務署長表彰受賞者 沈 勝義 (公益社団法人 三次法人会 理事)

松尾 宏 (公益社団法人 三次法人会 理事)

●三次税務署長感謝状受賞者 藤川 正宗 (公益社団法人 三次法人会青年部会 副部長)

中島 明美 (公益社団法人 三次法人会女性部会 副部会長)

三次税務署長感謝状

三次税務署長より、平成28年11月17日に租税教育の推進及び租税の役割や納税義務について正しい知識の普及に貢献された公益社団法人三次法人会に対し、表彰状並びに感謝状が授与されました。



事務所／
三次市三次町1843-1
三次商工会議所内
TEL：0824-63-2918
FAX：0824-53-1182

会員募集強化月間

法人会に入りませんか？

法人会とは60年を超える歴史のある、約90万社が加入する経営者の団体です。法人会とは税の活動を中心に、国や地域への貢献を目指しています。法人会とは企業の発展を支援するための活動を行っています。

法人会は幅広く活動しています。

- 税のオピニオンリーダーとしての税制に関する提言活動。
- 税知識が身につく研修会や子どもたちへの租税教育活動。
- さまざまな業種の経営者と出会う、ビジネスチャンスにつながる交流会。
- 環境や福祉等、地域に密着した社会貢献活動。
- 経営の知識が身につく研修会、著名講師による講演会。
- 企業のリスクをカバーする法人会独自の福利厚生制度の普及。

これらのほかに、法人会はさまざまな活動で企業を支援し、国と地域の発展に努めています。ぜひ、法人会の仲間となって、活動にご参加ください。

くわしくはWEBをご覧ください。 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp> **法人会** **検索**

公益社団法人三次法人会では、新規会員を募集中です。会員の皆様のお知り合いをご紹介ください。会員募集のお問合せ、又は、お申込みは左記事務所までお願いいたします。

会員増強運動実施中

新入会員

株式会社 三好建材 (代) 網中 一浩 〒728-0403 三次市君田町藤兼399番地3 土木工事一式・生コン

青年部会 NEWS



新年のあいさつ

公益社団法人三次法人会青年部会
部長 中山利彦

新年、あけましておめでとうございます。平素より、当青年部会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今年の干支は「丁酉（ひのととり）」にあたり、酉年は「取り込む！」という言葉とかけて、商売に縁起の良い年だと言われています。是非とも皆様方の商売繁盛となる年にしたいものです。昨年、9月に北海道で開催された「全国青年の集い旭川大会」では、広島県内の青年部から100人程が参加しました。大会に先立ち、部会長サミットが開催され参加しました。全国各地から集まったメン

バーと交流を図る中で、それぞれの地域で活躍しているメンバーの話は大変参考になりました。全国の法人会青年部会が重点事業としている租税教育活動においては、当青年部会でも三次市内の小中学校の租税教室を担当していますが、全国大会での意見交換などを参考にして、より充実した内容の租税教育に取り組みたいと思います。3月には恒例となっている「広島県青年の集い」を開催するなど、県内の青年部会との繋がりも一層強固なものとなり、事業内容も近年では活性化してきています。その中で当青年部会としてはより一層の会員拡大を図り、出席してためになる青年部会としての活動に努めてまいりたい所存でございます。メンバーの方々におかれましては、租税教室の推進への協力をお願いするとともに、法人会活動が経営者としての見識の拡大、資質向上の一助になればと思います。親会、女性部会の皆様方におかれましては、今後ますますのご支援、ご協力をお願い申し上げます。終わりに、今年一年がよい年でありますように、そして皆様方のご活躍とご多幸を祈念いたします。新年のごあいさつといたします。

青年部会・女性部会 平成28年1月合同例会を開催



1月19日(木)
グランラセー
レ三次にて、
恒例の青年部
会と女性部会
合同の1月例
会を開催しま
した。当日は
増田市長様、

岩崎署長様をはじめ、多数のご来賓にご出席をいただき誠に有難うございました。

例会の開会では、中山青年部長、増谷女性部会長が新年のスタートにあたって挨拶。中山部長は今年「酉年」。酉年は「取り込む」という言葉とかけて、是非とも皆様方の商売が繁盛する年にしたいものですと挨拶した。

例会行事では増田市長様から「市政を語る」とし

て、三次市の5つの拠点創造プロジェクトについてお話をいただき、続いて岩崎署長様からは「財政と税務行政の現状」として、主に国の財政状況、税収の推移についてお話をいただきました。参加者は増田市長様、岩崎署長様の話を参考にして、今年一年の会社経営並びに三次市の発展のために頑張りたいと決意を新たにしました。

例会終了後の懇親会では、年に一度の青年部会、女性部会の合同例会とあって、今後の事業活動などについて貴重な意見が出ていました。



女性部会 NEWS



あいさつ

公益社団法人三次法人会女性部会
部会長 増谷千枝子

新年あけましておめでとうございます。

平素より女性部会の事業活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は「さる年」そして今年は「とり年」です。どちらも「さわぐ」という事を言うようです。昨年

は本当に日本も世界も騒がしい年となりました。今年が良い方に騒がしい年となってほしいと願っております。今年も「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」等に力を入れ、会員全員が協力しながらこれからも努力して参りたいと思っております。昨年は県法連の「絵はがきコンクール」に応募致しました所、沢山の作品が表彰されました。本当に素晴らしい事だと感激致しております。これからも沢山の応募下さいます様、宜しくお願い致します。親会、青年部の皆様方におかれましては、今後共益々のご支援ご協力を賜ります様よろしくお願い申し上げます。今年一年が皆様におかれまして素晴らしい良い年であります様に、そして益々のご活躍とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

女性部会視察研修

研修旅行「工場見学」について

去る平成28年10月12日・13日、女性部会の大阪研修旅行を1泊2日で実施いたしました。

初日は、大阪「なんばグランド花月」にて若手漫才師のコント、桂文珍師匠の完成されたすばらしい落語、新喜劇の観劇など、時間を忘れて楽しみました。

翌日はインスタントラーメン発明記念館にて、ラーメン作りの体験を通じてラーメンを身近に感じることができました。

この2日間では、会員の皆さんと親睦も図れ、とても充実した研修旅行を行うことができました。



絵はがきコンクール



三次法人会女性部会は、市内12小学校の6年生から331点「税に関する絵はがき」の応募がありました。

「税に関する絵はがきコンクール」の中から各団体賞10点、努力賞10点を選定しました。

平成28年11月13日には、三次市十日市中のCCプラザで表彰式を行いました。

尚、団体賞5点は県法連の審査対象に提出しました。応募作品は三次市CCプラザで展示を行い、多くの方に見ていただきました。

第9回税に関する絵はがきコンクール入選作品は以下の通りです。

各団体賞10点

(敬称略)

| 団体賞名 | 小学校名 | 氏名(ふりがな) |
|-----------------|-----------|-----------------|
| 三次市長賞 | 十日市小学校 6年 | 木本海翔(きもと かいと) |
| 三次市租税教育推進協議会会長賞 | 十日市小学校 6年 | 山田美咲(やまだ みさき) |
| 三次市教育委員会教育長賞 | 八次小学校 6年 | 赤木優仁(あかぎ ひろと) |
| 三次税務署長賞 | 十日市小学校 6年 | 伊達紗央(だて さお) |
| 三次税務団体協議会会長賞 | 十日市小学校 6年 | 久保田帆乃華(くぼた ほのか) |
| 三次法人会会長賞 | 十日市小学校 6年 | 吉貝玲菜(きつかい れいな) |
| 三次法人会青年部会長賞 | 八次小学校 6年 | 田中愛美(たなか まなみ) |
| 三次法人会女性部会長賞 | 神杉小学校 6年 | 寺田小梅(てらだ こうめ) |
| 三次法人会女性部会長賞 | 和田小学校 6年 | 藤井彩寧(ふじい あやね) |
| 三次法人会女性部会長賞 | 川地小学校 6年 | 生田咲弓(いくた さゆみ) |

努力賞10点

(敬称略)

| 努力賞 | 小学校名 | 氏名(ふりがな) |
|-----|-----------|----------------|
| 努力賞 | 八次小学校 6年 | 中倉采夏(なかくら こなつ) |
| 〃 | 十日市小学校 6年 | 眞田愛子(さなだ あいこ) |
| 〃 | 十日市小学校 6年 | 道下月愛(みちした るな) |
| 〃 | 八次小学校 6年 | 玉野莓花(たまの まいか) |
| 〃 | 三次小学校 6年 | 黒田真央(くろた まお) |
| 〃 | 田幸小学校 6年 | 中川藍花(なかがわ あいか) |
| 〃 | 十日市小学校 6年 | 伊藤聖(いとう たから) |
| 〃 | 川地小学校 6年 | 阿賀颯斗(あが はやと) |
| 〃 | 八次小学校 6年 | 島田亜美(しまだ あみ) |
| 〃 | 十日市小学校 6年 | 藤田凌羽(ふじた りょう) |



税に関する絵はがきコンクールの入選作品選定

税に関する絵はがき入選作品の選考会

：平成28年9月28日

選考場所：三次商工会議所 第1会議室

応募枚数：331枚



第9回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式

日時：平成28年11月13日(日) 午後2時

場所：みよしCCプラザ1F



会報みよし 第41号 発行/平成29年2月

発行所/公益社団法人 三次法人会 三次市三次町1843-1 三次商工会議所内 電話(0824)63-2918



総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…
その後悪化し、慢性腎不全となり、
永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動
不足などから、糖尿病を発症…
その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、
両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…
作業中にプレス機に挟まれ
両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…
交通事故で脊柱を損傷し
寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくとつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ【無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)】」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書【契約概要】」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DŌIDO 大同生命保険株式会社

広島支社 東広島営業所/広島県東広島市西条大坪町11-3
(大坪町ビル3F) TEL 082-422-2445

AIU AIU損害保険株式会社

広島支店/広島県広島市中区基町11-10
(合人社広島紙屋町ビル2F) TEL 082-222-4351